

令和元年12月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

令和元年12月13日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	中 原 敬 介
健 康 推 進 課 長	川 内 和 哉
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩 樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	森 文 博
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- | | | | |
|----|------------------|--|---------------|
| 第1 | 議案第40号 | 工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事） | |
| 第2 | 議案第33号 | 川棚町地域経済牽引事業の促進のための
固定資産税の課税免除に関する条例 | 総務厚生委員長報告 |
| 第3 | 議案第39号 | 川棚町都市公園条例の一部を改正する条例 | 産業建設文教委員長報告 |
| 第4 | 常任委員会の閉会中の継続審査の件 | | 産業建設文教委員長 |
| 第5 | 議会広報広聴特別委員会の中間報告 | | 議会広報広聴特別委員長報告 |
| 第6 | 議員派遣の件 | | |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 まず、議事に入る前に初日の炭谷議員の一般質問に関して、ダム対策室長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

議 長 ダム対策室長。

ダム対策室長 はい。改めまして、おはようございます。12月5日の炭谷議員の一般質問で、2点の調査が必要ということから本議会中に議員にご説明するとしておりました件について、ご説明をいたします。

まず1点目の昭和55年の雨量に関してでございますが、議員からは平成12年2月発行の「ここが知りたい石木ダムQ&A」と、町総務課聞き取りによる数値が述べられたところでございますが、総務課の資料には「雨量については当初のメモ書きからある程度参考になるが、確固たる数値ではなく公表できるだけの正確な数値でないと判断する」という記載がされているところでございます。したがって、数値はあくまでもメモ書きに基づくもので公表されていないものと考えております。また、平成12年2月発行の「ここが知りたい石木ダムQ&A」に関しましては、長崎県が現在、ホームページで「令和元年9月19日の知事との面会 ご意見に対する県の考え」が掲載をされているところであります。その中に、昭和55年の観測雨量の取扱いについては、過去の洪水実績の雨量として平成12年発行のパンフレットに掲載していましたが、その後策定した川棚川水系河川整備基本方針検討の際に再度精査したところ、「データの信頼性が確認できなかったことから、それ以降はそのデータは使用していません」と考えが示されているところであります。

2点目です。2点目の昭和23年水害における死者数でございますが、町がまとめた「川棚川の主な水害と被害」の中に死者11名と明記をされております。以上でございます。

議 長 それでは議事に入ります。日程第1、議案第40号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）」を議題といたしま

す。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 皆様、おはようございます。議案第40号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）」について提案理由をご説明いたします。

現在、平成30年災、災害復旧事業として進めております川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事につきまして、工事内容の変更により現請負契約金額に変更が生じたところであります。そこで変更後の本契約につきましては、本町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては産業振興課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは説明いたします。川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事につきましては、平成30年7月3日の台風7号により被災を受け、その復旧を平成31年2月4日に黒瀬建設株式会社と請負契約を締結して工事を進めてきており、現契約額が4,849万2,000円となっております。そこで本件につきましては、今回12月議会の2日目に令和元年度一般会計補正予算（第3回）にてご決定いただいたことに関した工事請負契約の変更をさせていただくものであります。

それでは1枚めくっていただいて、参考資料でご説明をいたします。まず工期ですが、平成31年2月5日から令和2年1月31日まで。工事場所につきましては、川棚町三越郷地内です。工事内容につきましては、被災を受けた三越防波堤を原形復旧するものであります。今回の工事請負契約の変更につきましては、参考資料の1から2ページにわたって記載しております。また、参考資料のあとには、資料1から資料3に写真及び図面を添付しております。

それでは、変更の内容についてご説明いたします。工事内容について整備する延長や規格、寸法等の大きな変更はありませんでしたが、今回は施工方法、工法などに変更などに変更が生じたのが主であります。具体的には、まず、撤去工につきましては、堤体工である消波ブロック、底版崩壊ブロッ

ク、崩壊ブロックを可能な限り再利用する計画であります。カキ殻などの付着が著しく、再度、据付を行う際に支障となるため、主に隣接したブロックと接する面について清掃・ケレンを追加するものであります。上部工コンクリートの取り壊し方法につきましては、現地において取り壊し作業を行う計画でありましたが、コンクリート片の海中への飛散は免れず、また、飛散した場合の改修作業が著しく困難と判断したことから、起重機船、一般的にクレーン付き台船といえますけれども、それで吊り上げ可能となるサイズに切断・分割し、作業ヤードの川棚港百津郷野積場まで海上運搬後、陸揚げし、取り壊すことで工法を変更しております。また上部コンクリートの取り壊しを予定していなかった、図面と言いますとNo.1+1. 12からNo.1+3. 37、L=2. 25メートルにつきましては、被災後、被災以降の異常気象の影響と思われる変状が見られまして、現状のままでの復旧が困難と判断されることから、上部工の撤去の範囲を変更するものであります。堤体工につきましては、撤去工において上部コンクリート撤去の範囲を変更したことに合わせて、プレキャスト版の製作及び据付個数を変更するものであります。上部工につきましては、堤体工と同様に、撤去工において上部コンクリート撤去の範囲を変更したことに合わせて、上部コンクリートの復旧範囲を変更するものであります。付属工につきましては、ラバータラップ設置工について既設流用して計画していますが、取付金具が消失したために取付金具のみ新規購入するものであります。共通仮設費（役務費）につきましては、既設ブロックの仮置き場として、長崎県が管理する川棚港百津野積場を目的外使用の許可を受け、利用をしているところですが、現在の工程に合わせて期間を延長したものであります。その他につきましては、既設ブロックの再利用判断及び清掃・ケレンに必要な調査費を追加するものであります。消費税につきましては、消費税及び地方消費税の税率改正による変更であり、令和元年6月29日付で水産庁からの事務連絡に基づき変更するものであり、内容といたしましては、平成31年4月1日より前に契約を締結した工事で、引き渡し日が令和元年10月1日以降となる場合は、平成31年4月1日以降に契約変更により増額された工事内容のみ新税率により事業費を積算するよう通知がっており、そのことに対応するものであります。

次のページから資料1、資料3につきましては、変更内容について示して

おりますので、後ほどご確認いただければと思います。説明は省略させていただきます。

議案の表紙に戻っていただきまして、契約金額についてですが、変更後の契約額は、5,651万9,700円となるものです。また、契約の相手は長崎県長崎市橋口町20番6号、黒瀬建設株式会社代表取締役 濱谷大助氏であります。

以上説明を終わらせていただきますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。福田議員。

1 番 福 田 お尋ねします。参考資料の表の中で最初の撤去工の中の3番目、上部工撤去、その中の説明2行目に被災以降の異常気象の影響と思われる変状が見られ、ということですが、変状ってどういうふうなことが、何ですかね、追加といいますか、被害が増えたのかということと、30.5メートルが32.75に延長されてますが、資料2の図面でいきますと、赤いところが今度、追加になったのかなと思うんですが、その下の一番、工事延長が30.5メートルという表示がありますが、その中に2.25メートルも入っているので、どういうことかなと。説明をお願いします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 福田議員の質問にお答えいたします。

まず、被災以降の異常気象の影響と思われる、どのようなことかということでありまして、査定の受ける段階で、災害査定を受ける段階でこの先ほど言われました2.25メートル分は、査定ではカットされた部分で、その工事にももともとは入れておりませんでした。ただ、ここの理由にありますように異常気象の影響と思われる変状ということで、この変状につきましては、もともと入っていたひびが段々広くなってきましたので、その分につきまして今回、追加して施工をすることとなりました。

あと、30.5が32.75に変更、もともと入っていなかったのかということでありましたが、先ほど申しましたとおり、もともとは工事箇所に含めておりませんでしたので、この分は先ほどの理由により追加をしたところでありまして。以上です。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 では資料 2 を使って説明をしていただけませんかでしょうか。

この 30. 2 ってありますよね。30. 5 か。32. 75 に増えた分の距離はどっからどこまで測ればいいんでしょうか。

議 _____ 長 産業振興課長。

産業振興課長 資料 2 をご覧ください。平面図ですけども、30. 5 の分につきましては、まず一番左の 1. 5 メートル、すいません、その下の方に数字を載せておりますけども、まず左から 1. 5 メートルと 6 メートルと 12 メートルと 11 メートルを足した数字が 30. 5 メートルになります。そして 32. 75 メートルにつきましてはその赤で書いておりますけども、2. 25 メートルを足した分でございます。以上です。

議 _____ 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 3 回目です。ここの図面はじゃあトータルで書いてあるんだから、そこが 32. 75 になるべきじゃないでしょうか。

議 _____ 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。福田議員が言われますように、1 番下の工事延長 30. 5 と書いておりますけども、ここに 2 段書きで 32. 75 と書くのが本来のことです。どうもすいませんでした。

議 _____ 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）」は原案のとおり可決されました。

(10:20)

議 長 次に日程第2、議案第33号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」を議題といたします。

本件について、委員長のご報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会に付託されました、議案第33号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」に関しましては、報告書を議長あてに提出しておりますので、報告書を読み上げて報告といたします。

令和元年12月12日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査結果。

議案第33号、川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告、議案第33号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和元年12月9日、12日。

(2) 審査場所 第1委員会室。

(3) 出席者 委員全員、事務局長。

(4) 説明者 企画財政課長、企画振興係長。

2. 審査内容。

質疑、県内で、すでに条例を制定されているのはどこか。

答弁、主に工業団地等を持っている8市（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、対馬市、西海市、雲仙市）、4町（波佐見町、東彼杵町、時津町、小値賀町）で制定されている。

質疑、同意促進区域とはどのようにして決められたのか。

答弁、「長崎県基本計画」が策定される時の本町からの回答をもとに、対象区域が「県立自然公園区域」を除く全域と指定された。

質疑、本条例の対象となる事業は。

答弁、「長崎県基本計画」をもとに地域経済牽引事業計画を事業者から県へ申請され、審査・承認が行われる。承認された後、国へ先進性の確認依頼がされ、確認を取るようになっている。これらの要件を満たした事業が本条例での固定資産税の免除対象となる。

3. 討議の主な意見。

・今後、対象となる事業が本町で行われた場合の受け皿として必要であると思う。

・企業誘致に関する優遇措置としても、この条例は必要と思われる。

・新たな事業が計画された場合、令和4年9月までの施設設置は期間的に厳しいのではないかと。

4. 審査の結果。

反対討論、なし。

賛成討論、この条例に基づいて、今後企業誘致等に十分活用されることを期待して賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第33号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」については、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

5. 委員会の意見。

今後も本町の経済発展の基盤強化を目指し、地域経済の成長を牽引していただけるような企業等の誘致に積極的に取り組まれない。以上です。

議 長 これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

田口議員。

8 番 田 口 今回の報告書の3のところですね、1番下のポツですけども、令和4年9月までの施設設置が期間的に厳しいっていう意味がちょっと、何かその事情っていうか、そこら辺がよくわからないので、この辺どういうことを書いてあるのかをお聞きしたいと思います。

議 長 総務厚生委員長。

総務厚生委員長 今のご質問にお答えいたします。議案で出されております条例の第2条を見ていただいたらいいんですけども、その2行目のところにですね、「同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に」ということで記載があります。これに関しましては、県の方から国の方へこの計画書が出されて同意を得られてます。その同意の期日が、平成29年の9月に国からの同意を得ることによってこの計画書が策定されております。この日から起算しまして5年間ということですので、令和4年の9月までがこの計画書の期間ということになりますので、その期間までがこの対象となるということで、令和4年9月ということになっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第33号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」に対し、討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第33号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:28)

議 長 次に日程第3、議案第39号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 先に付託されました事件につきまして、報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

令和元年12月12日、川棚町議会議長 村井達己 様、産業建設文教委員会委員長 毛利喜信。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査結果。

議案第39号、川棚町都市公園条例の一部を改正する条例、原案可決すべきものと決定。

次ページをお願いします。

産業建設文教委員会審査報告、議案第39号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」について、産業建設文教委員会における審査の経過と結果

を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和元年12月11、12日。

(2) 審査場所 第2委員会室。

(3) 出席者 委員6名(山口委員欠席)、議長、事務局書記。

(4) 説明者 副町長、建設課長、各担当係長。

2. 審査内容、説明者に対する主な質疑と答弁。

質疑、指定する予定の団体はどのような団体か。

答弁、現在は総合型地域スポーツクラブ等の団体を想定している。

質疑、公募は考えていないのか。

答弁、まずは町内の団体を指定したいので、今のところは考えていない。

質疑、中央公園をいつから指定管理するのか。

答弁、一定の準備期間もかかるため、令和3年4月からを目標としたい。

質疑、中央公園の維持管理運営に今までかかっていた費用と指定管理した場合の基本指定料の推移は。

答弁、歳入としては施設の使用料など年間300万円弱で、歳出は公園維持管理費・電気料や賃金等で1,050万円ほどあった。指定管理後は、この差額分の700～800万円ほどを基本指定料としてスタートしたいと考えている。

質疑、指定管理することによる効果は。

答弁、教育委員会の事務負担が減少する。また、施設の休館日も減らせることから、今までよりも町民が利用しやすくなる。

次のページをお願いします。

3. 討議の主な内容。

・教育委員会職員の事務負担も軽減できてよいのではないか。

・指定管理とすることで民間力による施設の有効利用や活性化が図られ、町民のスポーツ向上に大いに寄与するのではないか。

・指定管理者が順調に運営してくれれば収入も増える。いずれは基本指定料も減ずることで町の負担も軽減できることを期待する。

4. 討論。

反対討論、なし。

賛成討論、新たに指定管理者制度を設けることで、職員の事務負担の軽減が図られ、行政改革の一環ともなるので、賛成する。

5. 審査の結果。

議案第39号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」については、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

6. 委員会の意見。

今後は中央公園の維持管理運営を指定管理者制度に移行していくことになるが、民間団体管理による施設利用の活性化、収益アップ、町の負担減が本来の目的と考える。

維持管理者と十分に協議調整をおこない、町民の福祉に大きく寄与できる制度となるよう期待する。以上報告といたします。

議 長 これから、産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 報告書の質疑・答弁のところですが、3つ目の、いつから開始するののかという部分ですけども、令和3年の4月からということで答弁がっておりますが、本条例の附則の部分には令和2年4月1日から施行となっておりますので、この1年間というのはどのような準備をされるのかというのとは聞かれておられますか。

議 長 委員長。

産業建設文教委員長 はい。お答えいたします。今回、指定管理される中央公園の事務ということですが、相当な事務量もあるということで、準備期間としてそれなりの期間が必要ということで、1年程度、もっとかもしれませんけどもそういったことで引継ぎ等含め、時間を要するという説明を受けております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで産業建設文教委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第39号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」に

対し、討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:37)

議 **長** 次に日程第4、「常任委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

産業建設文教委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、川棚町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、産業建設文教委員会の閉会中の継続審査につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議 長 次に日程第5、「議会広報広聴特別委員会中間報告」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。議会広報広聴特別委員長。

議会広報広聴特別委員長 議会広報広聴特別委員会調査事件について中間報告を行います。この中間報告につきましては、既に文書により議長あて報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和元年12月3日、川棚町議会議長 村井達己 様、議会広報広聴特別委員会委員長 波戸勇則。

議会広報広聴特別委員会中間報告書。本委員会の所管事務調査事件について、川棚町議会会議規則第47条第2項の規定により別紙のとおり報告いたします。

議会広報広聴特別委員会 委員長中間報告。

1. 件名 議会報告会に関する事。
2. 経過と概要。

(1) 第1回委員会。

日時 令和元年10月10日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

内容 議会報告会に関する事。

(2) 第2回委員会。

日時 令和元年11月1日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

内容 議会報告会に関する事。

(3) 議会報告会。

日時 令和元年11月11日。

場所① 山手公民館、参加者28名。

出席者 福田、小谷、初手、堀池、田口、炭谷、議長、事務局書記。

内容 別添資料参照。

場所② 木場郷公民館、参加者 8 名。

出席者 毛利、山口、小田、高以良、堀田、水谷、波戸、議長、事務局長。

内容 別添資料参照。

日時 令和元年 1 1 月 1 4 日。

場所③ 尾山集会所、参加者 8 名。

出席者 小谷、毛利、初手、堀池、山口、田口、波戸、議長、事務局長。

内容 別添資料参照。

(4) 第 3 回委員会。

日時 令和元年 1 2 月 3 日。

場所 第 1 委員会室。

出席者 委員 1 2 名、議長、事務局長。

内容 議会報告会の反省と報告書の確認。

資料になります。議会広報広聴特別委員会 議会報告会内容。

1. 件名 第 8 回議会報告会。

2. 期日 令和元年 1 1 月 1 1 日、1 4 日。

3. 場所 山手公民館、木場郷公民館、尾山集会所。

4. 出席者 町民（3 会場合計 4 4 名）、委員全員、議長、事務局長、事務局書記。

5. 概要。

問、町議会は 1 4 名で編成されているが、仕事は何をしているのか。

答、所属する委員会等において皆様の代表としての活動を行っている。

問、山手地区は結構崖があり草を刈らなければいけない。協力して崖の草を刈っているが、どうにかしてくれないか。年寄りに任せていいのか。

答、他の地区も高齢者が多く、できる範囲で行っている。地域の方で話し合っってやっっていくしかない。

問、法面は全部町のもので個人の分はない。そこも全部我々がやっている。自分の土地ではないので、この地区の人は困っている。

答、町道敷なので町で管理してほしいというのはあると思う。意見を持ち帰って行政に伝える。

問、役場が17時15分に閉まるので、仕事が終わってからでは間に合わない。もう少し長くするとか、土曜日だけでも半日開けてもらいたい。

答、要望はこれまでもあり、再度議会でも検討する。

問、現在、川棚医療センターでは21時以降救急車も搬送しないと、町民は不安になっているが。

答、夜間については、10月から救急車だけは受け付けるようになったようである。町内の医療関係について議会でも研究したい。

問、石木ダム対策調査特別委員会はどういう調査をしているのか。

答、石木ダム問題は時々刻々動いている状況なので、状況に合わせて調査研究している。

問、路線バスが廃止になり、老人や子どもは足がないので家族に負担がかかっている。西部地区で路線バスの代わりになるような話があったがどうなったのか。

答、西部地区総代会で協議会をつくって進められていたが、自治会が負担するお金が道路運送法に抵触するとの指摘があり、運行が見合わされている。西部地区では、現在もどういった運行方法があるのか協議が進められている。

問、浄化槽の設置補助の上乗せ制度を制定されたとあるが、東彼杵町は年間の管理費や設置費用の補助が出ていて川棚町とは差があるが。

答、浄化槽への維持管理費の補助が必要ではないかと議会からも意見を出している。

問、総代会で要望を行っているが、10年経ってもなかなかできない。早急に要望に応えてもらいたい。

答、地区からの要望は多くあり、緊急性の高いものから行っているがなかなか減っていかない。議会からも要望に対しては真摯に向き合うように言っている。要望を続けていただきたい。

問、昨年の大雨時に高齢の方は公民館へ避難してもらったが、毛布等の備蓄をしていない。備蓄品を購入するため、町からの補助を検討してもらいたい。

答、現在、備蓄のための補助はないが、備蓄することについて町で検討中である。

問、近年、短い時間で甚大な自然災害が起きている。町内の避難所における備蓄はどの程度準備されているのか。30年度にいくらかでも購入されたのか。

答、今年度の予算から災害の備えとして備蓄に係る施設の調査に入っている。

問、川棚港の埋立地の緑化工事はどういう計画でどういうものができるのか。

答、計画では防災機能を備えた公園になる。中央公園の2倍くらいの大きさで、駐車場、休憩所の東屋等が設置される予定である。

問、商店街はシャッターが下りている。どうにかならないのか。

答、昨年、地域おこし協力隊が調査した結果、空き家店舗数は22、その内13店舗は貸してもいいと回答があった。新しい地域おこし協力隊が空き家店舗活用に向け活動中である。

問、消防ポンプ操法大会の経費に420万円かかっているが、こんなにかかるのか。

答、大会に向けての練習が半年前ぐらいから始まる。練習は夜間に行い、出勤手当や照明などのリース料、分団の備品などいろいろな部分で経費がかかっている。

問、団地には広い駐車場があるが路上駐車が非常に多い。町営住宅に関してそういう苦情が出たことはあるか。駐車場の現状を把握しているか。

答、正規に利用されていると判断していた。改めて調査させていただきたい。

問、Jアラートや町内放送は、雨音などでよく聞こえないところがあるので、改善していただきたい。

答、町内放送が聞こえないエリアには、個別受信機の貸与ができる。また、メールアドレスを登録すると防災無線の内容がメールで届く。その他、NBCテレビのデータ放送でも見ることができる。

問、平島の恵比寿神社付近の護岸改良工事が書いてあるが、下百津の新しい住宅地の護岸は大丈夫なのか。

答、下百津側の護岸は県の事業ですでに設計中なので、いずれ工事が行われると思う。

6. まとめ。

議会報告会は今回で8回目となり、3会場で開催した。

町民への日時、会場等の周知については、議会だよりへの掲載や防災無線での2回の放送をはじめ、全地区への回覧板、開催会場地区周辺に個別ビラの配布などを行った。

内容としては、平成30年度決算や議会のしくみ等を簡単に説明し、多くの時間を町民との意見交換に充てた。

参加者からの質問や意見が多かったのは、緊急時の医療体制や病院不足による将来的な不安、高齢化に伴う各地域におけるこれからの交通手段の確保、近年は甚大な自然災害が起こっているため、指定避難所の備蓄状況や、各自治会公民館に対して毛布等の備蓄要望など、今後の不安となる事例や生活に密着した意見、地元からの要望が主なものであった。

また、各地区の総代会からも要望事項など長年にわたり実現ができていないことへの不満も聞かれたが、現状を説明した上で引き続き要望を続けることを提案した。

議会としてもこのような意見を真摯に受け止め、調査研究、検討し議会活動に反映させるよう努めなければならない。また、町民の代表として地域の皆様のご意見やご要望に耳を傾け、本町の発展に資するため、日頃からの議員活動がさらに必要である。

行政、議会、町民がそれぞれの立場で協力し、協働の町づくりをこれまで以上に推進していくことが望まれる。

なお、議会報告会でのアンケート結果や内容等については、議会だよりに掲載する。

以上で報告といたします。

議 長 これから委員長長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:50)

議 長 次に日程第6、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

(10:50)

議 _____ **長** なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(10:51)

議 _____ **長** ここでお諮りいたします。本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました、条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

(10:51)

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和元年12月川棚町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 0 : 5 2)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 小 田 成 実

会 議 録 署 名 議 員 田 口 一 信